



2021年5月14日

各 位

会 社 名	J ト ラ ス ト 株 式 会 社
代表者の役職名	代表取締役社長 藤澤信義
(コード番号)	8 5 0 8 )
(上場取引所)	東京証券取引所 市場第2部)
問い合わせ先	執行役員 常陸泰司
電 話 番 号	0 3 - 4 3 3 0 - 9 1 0 0

(開示事項の経過) 当社のGroup Lease PCLに対する現状の認識について

当社は、Group Lease PCL（以下、「GL」といいます。）への対応につきまして、これまで継続して開示を行ってきているところですが、以下の進展がありましたので、お知らせいたします。

記

シンガポールにおける進展は、以下のとおりです。

-2020年10月6日付の当社適時開示『(開示事項の経過) 当社のGroup Lease PCLに対する現状の認識について』でお知らせしておりますとおり、シンガポール共和国の控訴裁判所は、GLの完全子会社であるGroup Lease Holdings Pte. Ltd.（以下、「GLH」といいます。）、此下益司氏ほか5社に対し、JTRUST ASIA PTE. LTD.（以下、「Jトラストアジア」といいます。）へ、損害賠償として、70,006,122.49米ドル及び131,817.80シンガポールドルの合計額とともに、シンガポールにおける訴訟費用を支払うよう命じる判決を言い渡しております。

-2021年4月30日付の当社適時開示『(開示事項の経過) 当社のGroup Lease PCLに対する現状の認識について』でお知らせしておりますとおり、Jトラストアジアは、これまでに61,200,000米ドル及び958,169.05シンガポールドルを回収しました。更に、2021年5月14日、Jトラストアジアは、GLHより、当該判決の一部履行として、1,250,000米ドルを受領しました。Jトラストアジアとしては、当該判決に基づく利息を含めた債権の残額の回収に向けて引き続き尽力してまいります。

当社グループといたしましては、当社グループの経験を活かし、引き続き、当社及びステークホルダーの利益の最大化に向けて、回収に最大限努めてまいります。

本件が、当社連結業績に与える影響については精査中であります。今後、開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上